

# 10月・11月は国民年金推進月間です



二十一世紀の本格的な少子・高齢化社会の到来を目前に控えた現在、国民年金制度は、我が国の公的年金制度の柱としてますますその重要性を増してきたところ です。

しかしながら、若年層を中心として、制度に対する関心が希薄であり、また誤った理解による制度への不信感もあつて保険料未納、制度への未加入といった問題が国民年金のみならず、公的年金制度全体を揺るがしかねない状況となつています。

このような状況のもと、広く県民に参加意識を醸成し、国民年金制度に対する正しい理解を一層深め、円滑な事業推進を図るために10月、11月を国民年金推進月間と定めています。

みなさんも年金を自分自身の老後の問題とし、年金権を確保するために年金について理解を深めましょう。

## 国民年金Q&A

Q 大学を卒業すれば、サラリーマンとして厚生年金に加入するので、大学生の間は国民年金の保険料を納めなくていいのでしょうか？

A. 二十歳以後保険料を未納にしておくと、在学中のみならず、社会人になって厚生年金等に加入してからも一定の期間は、万一障害や死亡という事故が起きて、障害や遺族の年金を受けられない場合があります。たかが二、三年と考えてしまえば取り返しのつかないことになり、必ず未納のままにしておかないようにしましょう。

Q 夫は厚生年金に加入しています。会社員の妻は保険料を納めなくても年金がもらえると言われました。このままなにもしなくてもいいのでしょうか？

A. この場合、このままでは将来年金が受けられない恐れがあります。それは、第三号被保険者であることを役場に届けていないからです。届出をしなければ第三号被保険者と認められません。すぐに届出をして下さい。

Q 二十五年間保険料を納めたので年金を受ける資格が得

きました。もう納めなくてもよいのでしょうか？

A. たとえ、年金を受ける資格のある人でも、六十歳になる前月まで保険料を納める義務があります。また、満額の老齢基礎年金を受けるためには、加入可能年数のすべて保険料を納めなければなりません。年金の制度は、世代間の助け合いで成り立っていますので、六十歳になるまでは、あなたをはじめ国民全てが公平に保険料を負担して、受給世代を支えていくことが必要です。

【加入可能年数が四十年の人で二十五年しか保険料を納めなかった場合】

799、500円×25年/40年  
約499、700円となります。

問合せ先 ■ 役場住民課保険年金係 ☎ 32・1111



# 豊かな暮らしを支える税 税を知る週間 (11月11日～17日)

毎年十一月十一日～十七日

までは『税を知る週間』です。私たちが豊かで安心した暮らしを営むためには、個人や民間組織だけでは賅うことのできない、公共の施設やサービスが不可欠です。

税金は、これらを運営する大切な財源です。納税者である私たちは、義務として税金を納めるだけでなく、税金の仕組みや使い道についても十分知っておく必要があります。

これから少子・高齢社会を迎え、改めて税について考えてみてはいかがでしょうか。

所得税第二期分は 十一月三十日までに

所得税第二期分は、十一月三十日までに納めて下さい。なお、次のような事情で前年より所得が減少したり、控除が増えたため税額が少なくなる場合には、減税申請ができます。

が増えたとき

● 新たに障害者や高齢者などに当てはまることになったとき

なお、第二期分の減額申請は、十一月十七日(火)までに行ってください。

特別減税が 実施されています

給与所得がある人や公的年金等の雑所得がある人については特別減税が実施されています。

また、今後行う年末調整においては、平成十年分の給与に対する年税額から改正後の特別減税額が控除(精算)されます。なお、公的年金等を受けている人については、最終的に確定申告の際に特別減税額を精算することになります。

確定申告を行う事業所得や不動産所得などがある人については、改正後の特別減税額に基づき、予定納税や確定申告の際に特別減税が実施されます。

- 廃業、休業、転業、失業等
- 天災や盗難などによって被害を受けたとき
- 病気などで多額の医療費を支払ったとき
- 結婚や出産などで扶養家族

問合せ先 ■ 長門税務署 (☎ 2・2441) 又は役場税務課 (32・1111)